

人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）設備投資実施状況報告

事業展開促進機器等の導入の実施につき、次のとおり届けます。

1 導入区分	<input type="checkbox"/> ①新規導入	<input type="checkbox"/> ②更新					
2 導入方法	<input type="checkbox"/> ①購入	<input type="checkbox"/> ②リース契約・ライセンス契約	<input type="checkbox"/> ③既存機器・設備等の変更				
3 導入した機器・設備等の内容 (仕様、数量、経費等)	整理番号	①品名・品番	②購入単価	③台数	④支払額 ※消費税含む	⑤導入日	
	1		円	台	円	年 月 日	
	2		円	台	円	年 月 日	
	3		円	台	円	年 月 日	
	4		円	台	円	年 月 日	
	5		円	台	円	年 月 日	
4 機器・設備等を導入した事業所・労働者数 (②、③欄は導入日時点の労働者数を記載してください。)	①機器・設備等を導入した事業所 雇用保険適用事業所番号（4桁-6桁-1桁）		②導入事業所の 雇用保険被保険者数	③②のうち 訓練を受講した 対象労働者数			
	-	-	人	人			
5 機器・設備等の導入にあたっての 必須要件	<input type="checkbox"/> 導入（調達）方法は、購入、リース契約、ライセンス契約及び既存の機器・設備等の変更である。 なお、リース契約及びライセンス契約による場合は、当初の契約期間が1年未満であっても支障はないが、導入日から1年以上継続して契約する見込みがあることを要する。 導入費用は、一の導入にかかる費用（見積価格及び購入価格、消費税を含む。以下同じ。）が10万円以上である。 リース契約及びライセンス契約に係る導入費用の算定については、当初のリース契約期間の総契約額から1年間分のリース額を算出し、1年間分の契約額を算出し、当該費用を導入費用とする。 <input type="checkbox"/> 導入日の翌日から起算して1年を経過するまでは、導入した機器・設備等を処分（転用、譲渡、交換、貸付、取壊、廃棄、解約又は担保に供する場合等をいう。）してはならない。		次に該当する機器・設備等でないこと。 イ 通常の事業活動の維持のために用いられるもの（例：汎用事務機器、ネットワーク環境整備の導入・更新等） ロ パソコン、タブレット端末、スマートフォン及びその周辺機器 ハ 特種用途自動車以外の自動車 ニ 経営コンサルタント料、相談料、顧問料等の無形商材 ホ 不快感の軽減や快適化を目的としたもの（例：空調設備の導入・更新、照明機器の交換等） ヘ 自宅など対象事業所以外の場所に設置するようもの（例：テレワーク用通信機器等） ト 法令等で義務づけられるものであって、当然整備すべきとされているもの チ 社会通念上、助成対象とすることが適切でないもの		助成対象の機器・設備等（左記に該当しない機器・設備等）であっても、次に該当するものに該当しない。 イ 事業主が私的な目的のために導入する機器・設備等 ロ 事業主以外の名義の機器・設備等 ハ 商品として販売又は賃貸する目的で導入する機器・設備等 ニ 現物出資された機器・設備等 ホ 機器・設備等に使用する原材料 ヘ 取得後に解約あるいは第三者に譲渡した機器・設備等 ト 国外で導入する機器・設備等 チ 支払いの事実が明確でない機器・設備等 リ 教育訓練機関の代表者と同一の者が代表者である事業主との取引による機器・設備等 ヌ 資本的・経済的関連性がある事業主との取引により導入する機器・設備等 ル 事業主と密接な関係にあると認められる相手との取引による機器・設備等 ヲ 長期（1年以上）にわたり反復して更新することが見込まれないリース契約等により貸借した機器・設備等 ヲ 他の助成金や補助金等の支給（支給申請中を含む。）に係る機器・設備等 カ 労働局長が行う現地調査において、その存在が確認できない機器・設備等		
	6 設備投資加算額の算定 (1) 算定額 $\text{①支払額} \times \text{②助成率} = \text{I 算定額}$ $\text{円} \times 50 \% = \text{円}$ (2) 上限額 $\text{①上限額単価} \times \text{②支給対象労働者数} = \text{II 上限額}$ $150,000 \text{円} \times \text{人} = \text{円}$ ※第4欄の人数に関わらず、実施した訓練等における対象労働者のうち、支給対象労働者の要件を満たす者の人数を記載してください。 (3) 設備投資加算額（(1) 算定額または(2) 上限額のいずれか低い額） III 設備投資加算額 円						
7 備考欄							

【記載上の注意】

- 1 **1 欄**には、助成金を受けようとする事業主の事業所に事業展開促進機器等が導入されていない状態から新たに導入する場合は「新規導入」に□を、既に機器・設備等が導入されているが、より性能の高いものに変更する場合は「更新」に□を付してください。
- 2 **3 欄**には、導入した機器・設備等の仕様、数量、経費等を具体的に記載してください。
リース契約・ライセンス契約に係る支払額については、当初の契約期間の総契約額から1年間分の契約額を算出し、当該費用を支払額とします。
- 3 **5 欄**には、全ての項目を確認の上、全てに□を付してください（全ての要件を満たさなければ、設備投資加算の対象にはなりません。）。

【6 欄の設備投資加算額の算定】

支給対象労働者 1 人あたりの上限額 (支給対象労働者が10人以上の場合)	賃金要件・資格等手当要件
1 人あたり1 5 万円 (総額 1 5 0 万円)	<p>・全ての対象労働者の毎月決まって支払われる賃金について、訓練終了日の翌日から起算して1年以内（eラーニングによる訓練等の場合（複数の実施方法を組み合わせて訓練等を実施する場合は除く。）は、訓練期間中に訓練等を修了した日から、訓練終了日の翌日を起算日として1年まで）に、5%以上増加させている</p> <p>or</p> <p>・資格等手当の支払について就業規則、労働協約又は労働契約等に規定をした上で、訓練修了日の翌日から起算して1年以内（eラーニングによる訓練等の場合（複数の実施方法を組み合わせて訓練等を実施する場合は除く。）は、訓練期間中に訓練等を修了した日から、訓練終了日の翌日を起算日として1年を経過する日まで）に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させている</p>

【支給申請の期限について】

支給申請書は、全ての対象労働者に対して、賃金要件又は資格等手当要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内に事業所の所在する都道府県の労働局に提出してください。